

出雲市アグリビジネススクール受講生募集!!

出雲市アグリビジネススクールでは、以下の5講座の受講生を募集します。
開講期間は令和9年1月から12月までで、各品目の1年を通じた栽培技術を学ぶことができます。
新規就農・定年帰農をめざす方のたくさんのご応募をお待ちしています!

ぶどうチャレンジ講座

- 会場/県出雲合同庁舎、研修ほ場(浜町)
- 研修内容/座学・栽培研修



【ぶどうチャレンジ講座の様子】

柿チャレンジ講座

- 会場/JAしまね平田中央支店、研修ほ場(多久谷町)
- 研修内容/座学・栽培研修

多伎いちじくチャレンジ講座

- 会場/JAしまね多伎支店、研修ほ場(多伎町)
- 研修内容/座学・栽培研修

アスパラガス&神在ねぎチャレンジ講座

- 会場/JAしまね出雲地区本部、研修ほ場(浜町)(西園町)
- 研修内容/座学・栽培研修

きゅうりチャレンジ講座

- 会場/JAしまね湖陵支店、研修ほ場(大島町等)
- 研修内容/座学・栽培研修



【アスパラガスの収穫の様子】

受講期間 令和9年1月～12月 **受講料** 年額12,000円(1講座あたり) **定員** 各講座10人

応募要件 ①出雲市に住民登録のある人、または出雲市で農業をはじめの人
②研修会場まで各自で通うことができる人
③必要最小限の農具を使用できる人
④受講中のけが等に備え傷害保険に加入できる人(傷害保険の保険料は、受講生負担。受講料には含まれません。)

申込期限 11月30日(月)

詳しくはこちら▶



☆座学では、栽培方法の基礎知識等を講義で学び、栽培研修では、研修ほ場で栽培技術や管理作業などを学びます。

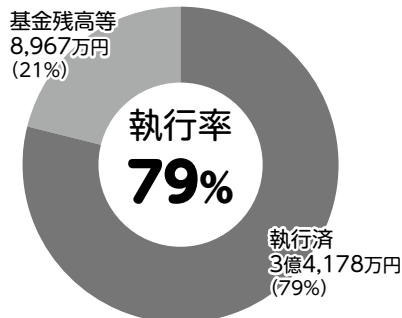
申込み・おたずね/出雲市 農業支援センター TEL 21-6122 FAX 21-6998 メール industry@city.izumo.shimane.jp

森林を守り・育て・活かす未来へ 森林環境譲与税は出雲市でこのように活用しています!

これまでに活用した額
(令和元年度～7年度累計)

3億4,178万円

令和元年度～7年度に4億3,145万円が譲与され、そのうち79%を森林整備・林業振興・市産材利用などに活用しました。



累計譲与額 4億3,145万円

出雲市の活用方針～3つの柱～

森林環境譲与税の
使途状況について
詳しくはこちら▶



- ①森林の有する公益的機能の発揮に関する施策
(森林機能発揮事業)
- 間伐竹林の伐採 ●森林情報の整備・更新など
 - 松くい虫対策



- ②林業の持続的・健全化に関する施策
(攻めの林業推進事業)
- 高性能林業機械等導入支援
 - 林業事業体の育成・支援
 - 担い手確保・育成支援など



- ③市産材の利活用の推進に関する施策
(市産材利活用・林産物振興事業)
- 市産材を使った公共施設整備
 - 木製品の活用や普及、PR
 - 住宅建築・木製品購入支援など

森林の整備や林業の振興、
市産材の利活用などに活用し、
森林の恵みを地域の未来へつなぎます。

森林環境譲与税を活用し、森林の恵みを未来へつなぐ持続可能なまちづくりを進めていきます。

おたずね/森林政策課 TEL 21-6996

農業生産資材価格高騰対策支援金の支給について

農業生産資材の価格高騰が農業経営に大きな影響を与えていることから、出雲市では国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、支援金を支給します。

対象者

市内で農業を営む販売農家（法人含む）で前年の農業販売金額が100万円以上の方

申請受付期間

11月2日（月）～ 令和9年1月29日（金）

支援金の額

令和7年分申告における生産資材経費

種苗費・農薬衛生費・諸材料費
の合計額×20%（上限30万円）

申請書類

- ・支給申請書
- ・通帳の写し
- 【個人の場合】確定申告書、収支内訳書等の写し
- 【法人の場合】法人税申告書、決算書の写し等
- 【法人格のない営農組合など】規約、決算書の写し等

申請方法

今年度「肥料価格高騰対策支援金」の申請をされている場合は、11月上旬までに別途申請手続きのご案内をお送りします。必要事項をご記入のうえ、ホームページから電子申請いただくか、郵送、持参にて農業振興課または斐川農業事務所へ提出してください。



詳しくは、出雲市ホームページをご覧ください。農業振興課までおたずねください。

▲詳しくはこちら

おたずね／農業振興課 TEL 21-6557

令和9年度から適用される 市民税・県民税（個人住民税）の税制改正のお知らせ

令和9年度から適用される市民税・県民税（個人住民税）の主な改正内容についてお知らせします。

1. 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除の最低保障額が現行の65万円から69万円に引き上げられます。さらに、令和9年度と令和10年度は、最低保障額が特例により5万円引き上げられ74万円となります。

	令和8年度	令和9・10年度
給与所得控除額（最低保障額）	65万円	74万円（69万円＋特例5万円）
最低保障額適用条件	給与収入190万円以下	給与収入220万円以下

2. 扶養控除等に係る所得要件の見直し

扶養控除等の適用を受ける場合、前年の所得金額の要件が、次のとおり引き上げられます。

所得要件	令和8年度	令和9年度
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円	62万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	58万円	62万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	58万円	62万円
勤労学生の合計所得金額	85万円	89万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円	69万円

おたずね／市民税課 TEL 21-6770・TEL 21-6714